

基勞補発0324第1号

平成22年3月24日

北海道労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

義肢等補装具費支給要綱における基準外支給について（回答）

平成21年10月7日付け北勞基発第66号にて協議のあった標記につき、下記のとおり回答する。

記

申請者 [REDACTED] に係るストマ用装具及びその剥離剤については、平成18年6月1日付け基発第0601001号「義肢等補装具支給要綱の制定について」（最終改正平成21年9月4日付け基発0904第2号）の別添「義肢等補装具費支給要綱」の5に定める基準外支給として差し支えない。